

空き家を提供される方へ

定住促進空き家利活用改修等補助金について

【対象要件】

- 空き家に係る所有権を有し、当該空き家を砺波市空き家情報バンクに登録していること
- 宅建業者の仲介により空き家を5年以上賃貸する意思があること
- 市内業者による改修等であること（倉庫、車庫や外構に係る工事等は対象外）
- 売買契約日から1年以内であること
- 市税等の滞納がないこと
- 申請者（同居人含む）および申請物件が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

【補助金額】 ①と②のいずれか低い金額

①対象経費の1/2

②基本額20万円と加算額の合計額で、50万円を限度とする。

〈加算額〉

区分	要件	加算額
GX加算	次のいずれかの交付を受けていること ①みらいエコ住宅事業 ②戸建住宅ZEH化等支援事業 ③先進的窓リノベ事業 ④給湯省エネ事業	10万円
散居景観加算	次のいずれかに該当すること ①申請に係る住宅の敷地内にカイニヨを有し、申請後5年以上管理していくこと（本補助金では、高さ3m以上の屋敷林が5本以上あることを要件とします。） ②申請に係る住宅がアズマダチまたはマエナガレ様式であること	10万円
子育て加算	申請時に中学生までの子がいること	10万円

〈問合せ先〉 砺波市役所 市民生活課

TEL：0763-33-1172

E-mail：seikatsu@city.tonami.lg.jp

申請の流れ

